

川口市地域密着型サービス基盤整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に地域密着型サービス事業所を整備する法人に対し、予算の範囲内においてその整備に必要な資金の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金を交付する場合は、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）の例による。

(補助の対象事業)

第3条 川口市地域密着型サービス基盤整備補助金（以下「補助金」という。）は、川口市介護保険事業計画における介護保険施設等の整備目標のうち、別表1左欄に掲げる地域密着型サービスの事業所のうち公募で選定された整備事業を対象とする。

(補助の範囲)

第4条 この補助金は、川口市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（平成27年決裁）に規定する補助の申請を行い、当該申請により補助の交付の決定を受けた事業について、当該要綱による補助のほか、寄付金等を控除した後、なお、不足を生じる場合の当該不足分を交付の範囲とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、地域密着型サービス事業所の整備に必要な費用のうち別表1右欄に掲げる費用とする。ただし、次に掲げる費用は交付の対象としない。

- (1) 土地の買収及び整地等に要する費用
- (2) 事業所に勤務する職員の宿舍、車庫及び倉庫の建設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) その他市長が適切でないと認める費用

(補助の限度額)

第6条 補助金の交付限度額は、地域密着型サービス事業所の種類に応じ、別表1中欄に掲げる額とする。この場合において、前条の費用の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の協議書を提出し、協議の申出をしなければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」）として採択するか否かを検討し、その結果を様式第2号の通知書により通知をするものとする。

(交付申請)

第8条 前条第2項の規定により補助対象事業として採択する旨の通知を受けた者（以下「申請者」）は、様式第3号の申請書及び市長が別に定める書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をし、その旨を様式第4号の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに当該申請者に対してその旨を通知するものとする。

(交付条件)

第10条 補助金の交付決定に当たり、市長が付する条件は次のとおりとする。

(1) 補助対象事業を行うために締結する契約については、原則一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(3) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契

約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(4) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、前条の規定により補助対象事業として通知を受けた者（以下「補助事業者」）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(5) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(6) 当該助成事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
(実績報告)

第 1 1 条 補助事業者は、補助金に係る事業を実施し、事業完了後 3 0 日以内に様式第 5 号の報告書及び市長が別に定める書類（次条において「報告書等」という。）を市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第 1 2 条 市長は、前条の規定により報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等を審査し、又は必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 6 号の通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 1 3 条 前条の通知を受けた補助事業者は、様式第 7 号の請求書を市に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

3 市長は、第1項の規定に違反して当該財産を処分した補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を取消すことができる。

(1)虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2)補助金を他の用途に使用したとき。

(3)補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(4)補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(5)入所定員、資金計画等、事業計画に著しい変更があったとき。

(6)補助事業が予定の期間内に完了しないとき。

(7)事業計画の変更を速やかに市長に届け出なかったとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(川口市小規模特別養護老人ホーム整備費補助金交付要綱の廃止)

2 川口市小規模特別養護老人ホーム整備費補助金交付要綱（平成21年4月1日
決裁。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 平成24年4月1日前に廃止前の旧要綱の規定によりなされた申請については、
なお廃止前の旧要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1

対象事業所	補助金交付額	対象経費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1,500千円	工事費及び開設準備経費
小規模多機能型居宅介護事業所	5,000千円	工事費及び開設準備経費
看護小規模多機能型居宅介護事業所	5,000千円	工事費及び開設準備経費 看護小規模多機能型居宅介護については新規での開設の他、現在市内で小規模多機能型居宅介護または訪問看護を運営している事業所が事業転換する場合の改築費用も含む

